

使用料の増徴

- 電灯使用料、会議室冷暖房、須坂市野球場照明施設、須坂小学校・常盤中学校運動場照明施設、ジェットヒーター及び移動式冷暖房機の1時間未満は、1時間とする。
- 使用者が営利を目的としないで、入場料その他これに類する料金を徴収して使用する場合は、規定使用料(会議室冷暖房、ジェットヒーター及び移動式冷暖房機を除く。)の2倍を徴収する。
- 使用者が営利を目的として使用する場合は、規定使用料(会議室冷暖房、ジェットヒーター及び移動式冷暖房機)の15倍を徴収する。
- 市民以外の者(須坂市内に勤務する者を除く。)が使用する場合は、規定使用料(会議室冷暖房、ジェットヒーター及び移動式冷暖房機)の1.5倍を徴収する。ただし、10円未満の端数があるときは、切り捨てる。
- 申込時間を超過して使用する場合は、超過1時間につき、それぞれの区分に該当する使用料の1時間当たりの使用料を増徴する。
- 市内在住・在勤10人以上等は50%減免とし、減免後の額に10円未満の端数があるときは切り捨てる。